

個別配慮を必要とする学生の支援に関する方針

1. 基本方針

「人間の尊厳のために」を教育モットーとする南山大学は、障がいの有無にかかわらず、すべての学生が大学の教育・研究活動に分け隔てなく参加し、共生しながら豊かな学生生活を実現できるようキャンパス環境の整備を推進するとともに、必要となる個別の配慮支援を行う。

2. 学生の成長を促す支援

(1) すべての学生の自立と成長への支援

すべての学生が、日々の生活において自分自身の特徴を把握し、直面する問題を主体的に解決し、成長につなげることができるような環境の整備を促進する。得手・不得手を含む学生個人の特性（以下、「個性」という）もしくは外傷や疾患を含む個人的な環境の変化のため困難をきたす場合は、学生自身が、その困難の状況を把握して支援を求めることができる環境作りを促進する一方、その個性に合わせた成長ができるよう支援する。

(2) ピア・サポート、学生ボランティアの充実

ある状況を得意とする学生がその状況を苦手とする学生をサポートすることは、互いの自立と成長を促し、教育的価値がある。学生間での双方向的で円滑な支援を可能にするため、学生交流センターおよび大学生活支援室において活動する学生組織を育成・支援し、学生間のピア・サポートや学生ボランティアの充実を図る。

3. 合理的配慮に係る支援体制

(1) 合理的配慮サポートチーム

大学環境への不適合にともない学生から合理的配慮サポートの要請があった場合、学生部長、保健センター長、学務部長が協議の上、個別ケース即応型の「合理的配慮サポートチーム」を設置し、その事務局を学生課に置く。個別の事情に応じて、関係学科長・専攻主任、教務課長、施設課長などに対し協力を求め、必要な対策を講じるものとする。

(2) 保健センターを中心とした組織的支援

「合理的配慮サポートチーム」による配慮内容に基づき、保健センターが中心となって、各学部・学科、各研究科・専攻などの教育・研究組織や事務部門各課室と連携して、個別の配慮支援を行う。

以 上